

令和7年度広島県シカ特別対策捕獲実施計画書

1 目的

本県においては、緊急捕獲活動支援事業、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業により、シカの捕獲を実施しているところであるが、シカによる農業被害額は、平成30年以降、拡大している状況にある。

このため、本事業により、シカやイノシシの被害が特に著しい地域（三次市、東広島市、三原市）を対象としたシカ及びイノシシの集中捕獲を実施し、局所的な個体数を大きく減少させることを目的とする。

2 目標

（1）推進方針

県が主導し、三次市、東広島市、三原市において捕獲区域を設定し、シカの集中捕獲を実施する。

また、捕獲従事者を育成するための研修を実施する。

（2）目標捕獲頭数

229頭

※ 県全体の目標は、下記のとおり。

野生鳥獣による農作物被害額の低減

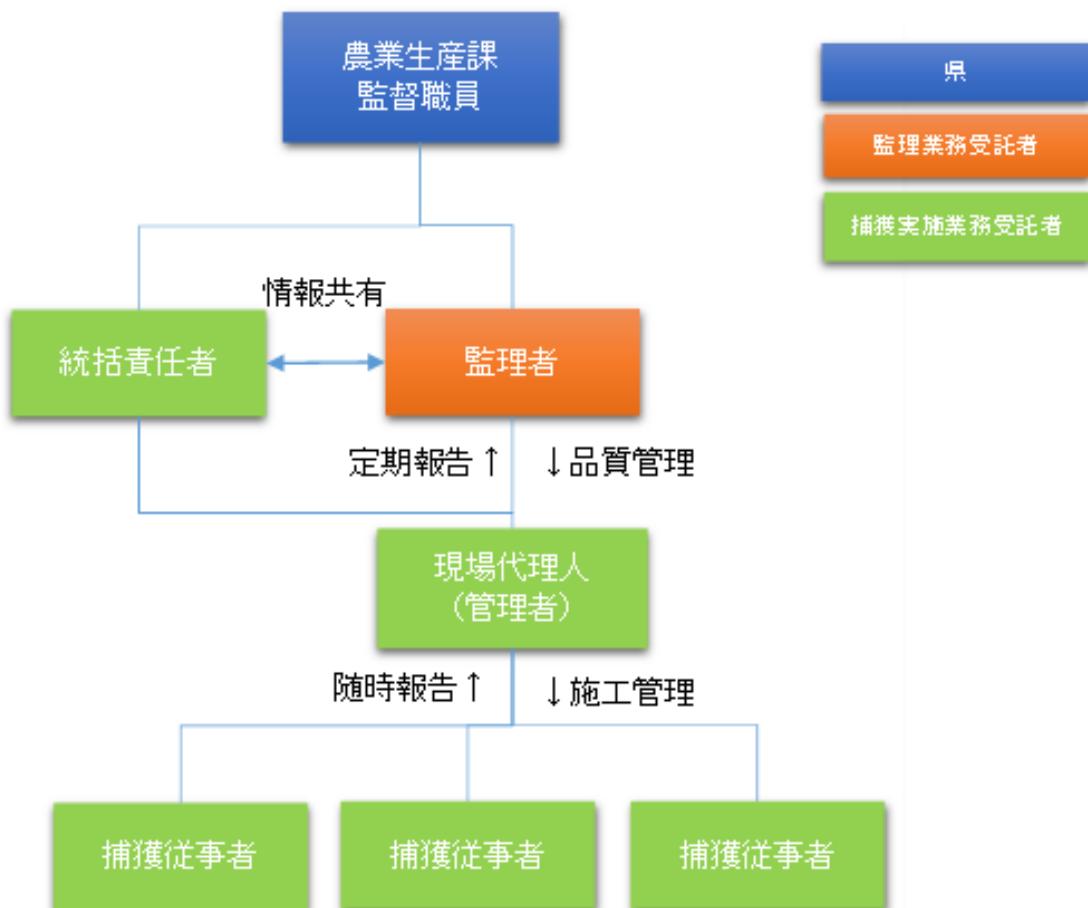
令和元年度 476百万円 → 令和7年度 350百万円

（出典：「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」）

3. 事業実施体制に係る項目

(1) 構成市町村、構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
県	農業生産課	県実施事業の総括、業務委託の発注・管理、捕獲確認
	(一社) 広島県猟友会 【捕獲実施業務受託者】	捕獲業務の総括、従事者の調整、支払い
	(株) BO-GA 【監理業務受託者】	捕獲指導体制の整備、生息環境調査、捕獲人材育成
三次市	市役所	捕獲従事者の調整補助
	猟友会支部	捕獲
東広島市	市役所	捕獲従事者の調整補助
	猟友会支部	捕獲
三原市	市役所	捕獲従事者の調整補助
	猟友会支部	捕獲



（2）農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

株式会社 BO-GA に計画案の作成を委託する。

②集中捕獲の実施・推進段階

現地での捕獲状況等を踏まえながら、監理業務受託者と隨時、協議する。

③捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門
動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ堂山宗一郎主任研究員
から、事業の評価に当たって、成果について捕獲効率の観点からの評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 事業の対象地域内の市町における被害防止計画の作成状況、第二種特鳥獣管理計画の作成状況等

	有害鳥獣捕獲の実施	被害防止計画の作成	第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の対象区域
三次市	○	○	○
東広島市	○	○	○
三原市	○	○	○

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

（1）生息状況

ニホンジカの生息地域は、平成14年に県が実施した調査では広島市北部から安芸高田市を中心とした地域と、竹原市を中心とした地域とに分かれていたが、年々その生息域が拡大し、2つの生息域はつながってさらに拡大しつつある。また近年では、大崎上島町をはじめとする島嶼部でも生息が確認されている（図1）。

今回の捕獲実施地域のうち安芸高田市については平成14年以前から、北広島町でも主に東部地域で生息が確認されており、北広島町では生息域が拡大した。

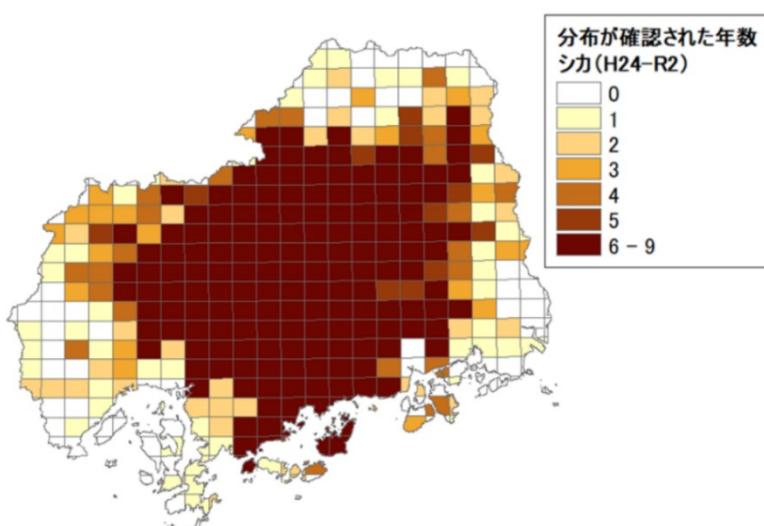


図1 平成24～令和2年度のシカの分布域（県自然環境課調査）

（2）生息数

広島県では狩猟捕獲数、有害鳥獣捕獲数、糞粒密度、糞塊密度、目撃効率等のデータを使用した階層ベイズモデルによる個体数推定を毎年実施している。これによると、近年、広島県内の推定生息数は担当な増加傾向にあり、令和2年度の推定値は中央値で51,399頭とされている（表1）。

市町別の推定値は示されていないため、当該市町別の推定生息数は明らかではない。

表1 階層ベイズモデルによる各年度のニホンジカ推定個体数
(県自然環境課調査)

年度	5%点	25%点	中央値	75%点	95%点
平成 14 (2002) 年度	8,511	9,802	11,476	14,603	32,327
平成 15 (2003) 年度	9,736	11,194	13,091	16,617	36,194
平成 16 (2004) 年度	11,039	12,692	14,834	18,773	40,282
平成 17 (2005) 年度	12,810	14,672	17,070	21,461	45,086
平成 18 (2006) 年度	14,327	16,411	19,070	23,938	49,735
平成 19 (2007) 年度	16,480	18,800	21,746	27,104	55,412
平成 20 (2008) 年度	18,688	21,239	24,459	30,326	61,322
平成 21 (2009) 年度	20,984	23,747	27,280	33,610	66,932
平成 22 (2010) 年度	23,241	26,229	30,047	36,831	72,869
平成 23 (2011) 年度	25,276	28,505	32,603	39,819	78,605
平成 24 (2012) 年度	26,946	30,409	34,752	42,455	83,542
平成 25 (2013) 年度	28,649	32,297	36,890	45,065	88,631
平成 26 (2014) 年度	29,895	33,843	38,637	47,299	94,331
平成 27 (2015) 年度	30,092	34,343	39,375	48,610	98,431
平成 28 (2016) 年度	31,509	36,131	41,533	51,381	103,808
平成 29 (2017) 年度	32,408	37,444	43,338	53,773	108,577
平成 30 (2018) 年度	34,567	40,279	46,705	57,789	115,566
令和元 (2019) 年度	36,413	42,948	50,064	61,944	122,391
令和2 (2020) 年度	35,924	43,587	51,399	64,227	126,911

(3) 捕獲状況

令和2年度以降の年度別の狩猟及び許可捕獲等による捕獲頭数の推移は表2のとおりである。近年、増加傾向である。

また、当該2市町の有害鳥獣捕獲数は表3のとおりである。

表2 県内のニホンジカの捕獲数の推移 (県自然環境課調べ)

年度	捕獲数 (頭)			
	狩猟	有害鳥獣捕獲	その他	合計
令和2年	3,967	9,293	56	13,316
令和3年	3,594	9,029	117	12,740
令和4年	3,641	9,992	345	13,978
令和5年	4,370	11,250	377	15,997
令和6年	集計中	13,279	526	集計中

表3 当該市町のニホンジカの有害鳥獣捕獲数（県自然環境課調べ）

年度	有害鳥獣捕獲数（頭）		
	三次市	東広島市	三原市
令和2年	729	1,455	241
令和3年	644	1,528	270
令和4年	754	1,814	301
令和5年	872	1,786	401
令和6年	1,099	2,072	140

（4）被害状況

令和2年度以降の年度別の被害状況は表4のとおりである。

表4 ニホンジカによる被害額の推移（県農業生産課調べ）

年度	被害額（万円）			
	県全体	三次市	東広島市	三原市
令和2年	5,299	981	502	79
令和3年	4,733	641	226	89
令和4年	5,201	648	733	137
令和5年	5,463	448	638	184
令和6年	7,146	191	977	178

6. 捕獲の対象地域等

監理業務受託者が行う事前調査に基づいて、安全かつ効率的に見回りや捕獲が可能な地理的条件も踏まえ、農地に被害を与える個体群を捕獲できるように設定する。その範囲は、概ね500m四方の範囲を1ユニットとし、2ユニットを設定する。

実施区域に設定した2つの単位ユニットを、捕獲効率を勘案し、1か月程度を目安に1クールとしてローテーションするものとする。

（1）事前調査の結果

①生息状況

県及び市から示された捕獲候補地（各市2地点ずつ）に、センサーダカラを計20台設置して、生息状況の調査を実施した。調査結果は表5及び図2～4のとおりである。

表5 各候補地のシカ生息状況（概要）

市名	生息状況概要
三次市	全てのポイントでシカが撮影され、また両地点ともシカの撮影頻度が高いポイントが両地区とも見受けられたことから、シカの生息数が比較的多いものと考えられる。
東広島市	ほぼ全てのポイントでシカが撮影されたが、いずれも撮影頻度は低い値を示しており、生息数は三次市ほど高くないことが推測される。
三原市	西側で高い撮影頻度を示したポイントがあるなど、撮影頻度にはらつきはあるものの、全体的に一定程度のシカが生息しているものと考えられる。

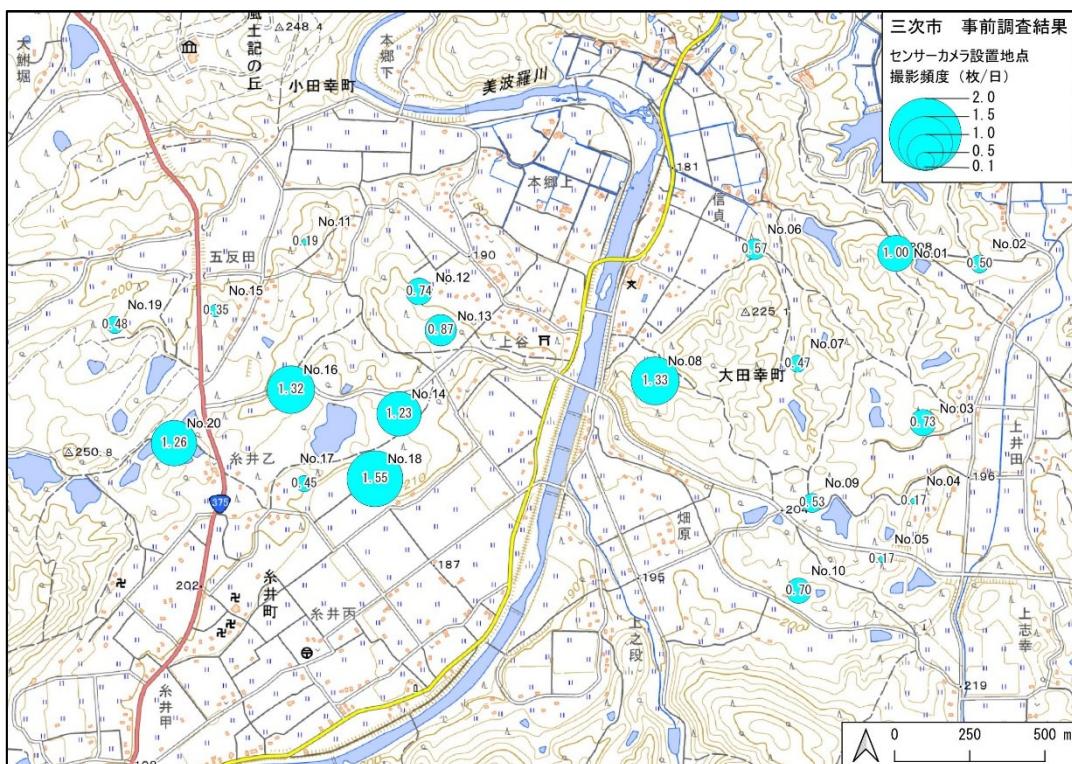


図2 生息状況調査結果（三次市）

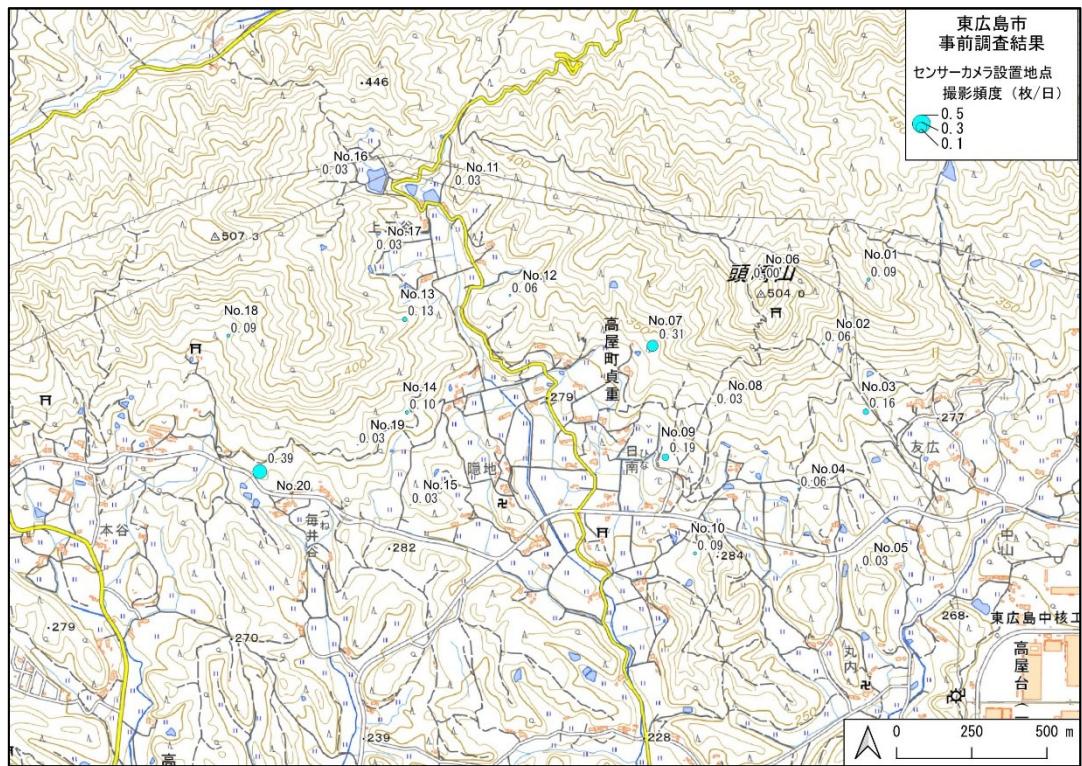


図3 生息状況調査結果（東広島市）

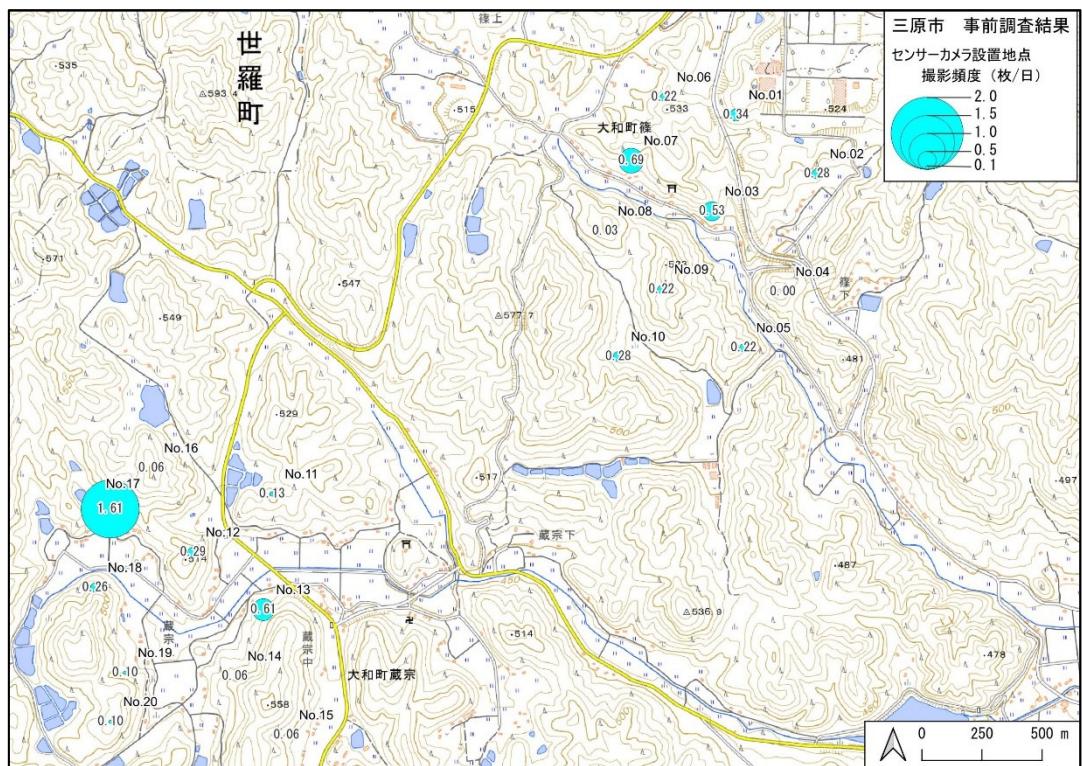


図4 生息状況調査結果（三原市）

②被害状況

各地区の被害状況について、市担当者への聞き取りをおこなった。聞き取った被害状況等については表6のとおりであり、いずれもシカによる被害が散見される。

表6 各候補地のシカによる被害状況

市名	被害状況
三次市	水稻及び麦への被害が顕著である。被害は10年以上前から発生しており、地域では防護柵の設置や有害鳥獣捕獲等の被害対策が実施されている。
東広島市	令和4年度まではイノシシによる被害が酷かったが、対策をしたところ令和5年度からシカの被害が顕著になった。主な被害は水稻であるが、水稻以外の作物についても被害が発生している。
三原市	特に水稻を中心に被害が発生している。このことから地域では侵入防止柵の設置や環境改善などの取組が進んでいる。

③自然科学調査

捕獲ユニット周辺の集落において、捕獲期間の前※に、30分間の踏査（自然科学調査）を行って出没状況、被害状況、侵入防止柵の状況、放任果樹などの誘引要素の各項目について把握した。調査結果は表7のとおりである。※三次市は捕獲期間中に実施。

表7 自然科学調査結果

市名	調査箇所	確認結果			
		集落への出没頻度	被害への確認頻度	侵入防止柵	誘引要素
三次市	糸井	散見される	散見される	適切な柵が半数未満	散見される
	大田幸	散見される	散見される	適切な柵が半数未満	散見される
東広島市	貞重（西）	散見される	散見される	適切な柵が半数未満	散見される
	貞重（東）	散見される	散見される	適切な柵が半数未満	散見される
三原市	篠	散見される	散見される	適切な柵が半数未満	散見される
	蔵宗	散見される	散見される	適切な柵が半数未満	散見される

(2) 各地区の捕獲ユニット候補地

事前調査に基づいて、安全かつ効率的に見回りや捕獲が可能な地理的条件も踏まえ、農地に被害を与える個体群を捕獲できるように設定する。その範囲は、概ね 500m 四方の範囲を 1 ユニットとし、2 ユニットを設定する。ユニットの候補地は図 5～7 のとおりである。



図5 捕獲ユニット（三次市）

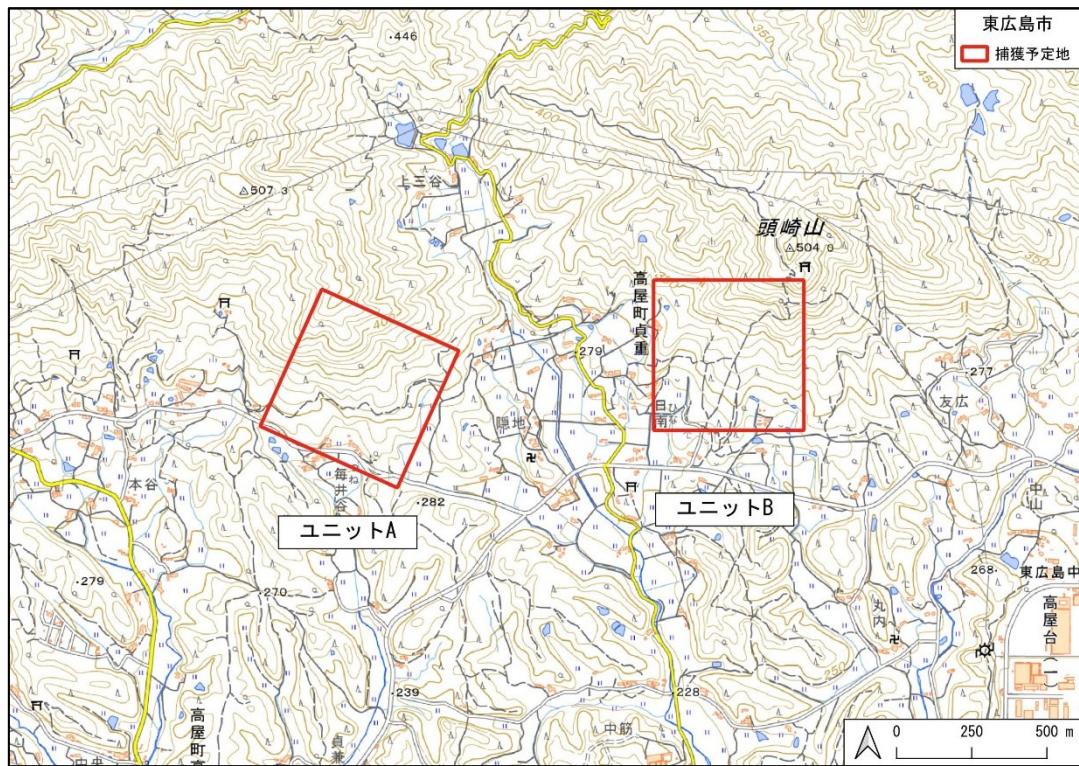


図6 捕獲ユニット（東広島市）

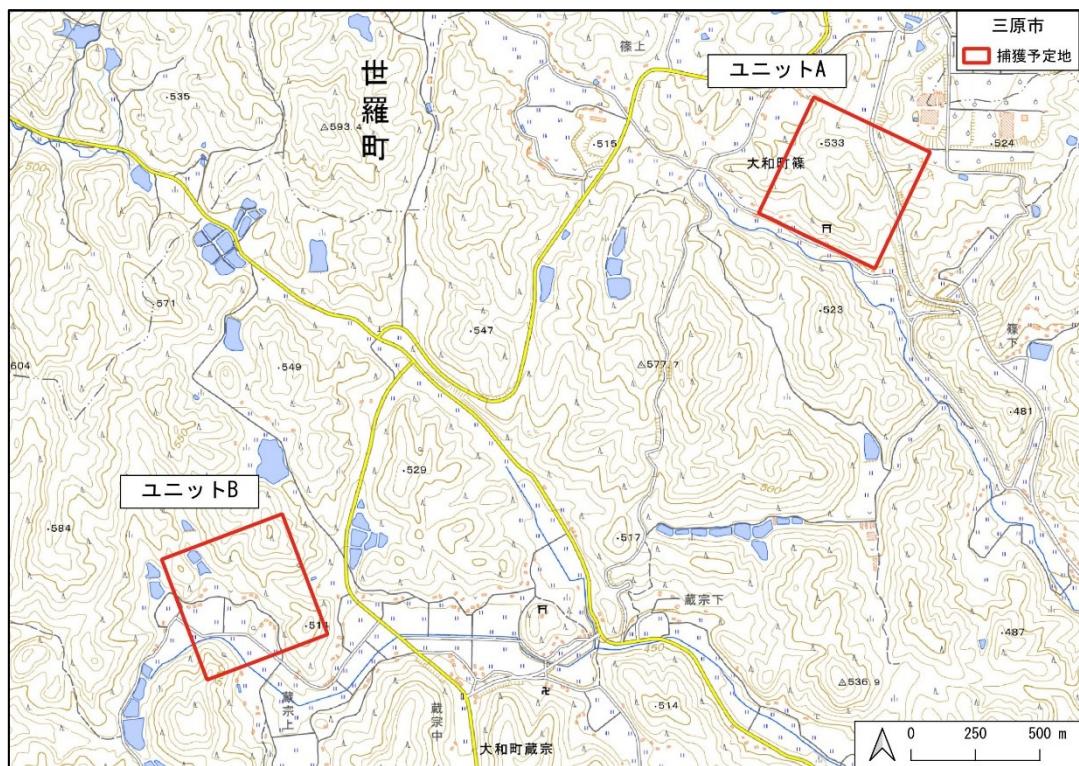


図7 捕獲ユニット（三原市）

7. 集中捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、できる限り 50 歳以下の者を選定することとする。

また、各捕獲者は、監理業務受託者が実施する「高度人材育成研修会」に参加することとする。

安全面から原則として 2 名 1 組（うち 1 名以上は認定従事者）で実施することとする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

地区ごとに目標捕獲数は設定しない。

(3) 捕獲方法

安全で効率的かつ効果的な捕獲活動を行うため、これまでの広域捕獲活動等で実績のあるくくりわなで誘引捕獲により実施する。わなは各ユニットで 30 基以上設置し、15 日間の事前誘引、15 日間の捕獲とする。捕獲開始に先立ち、事前踏査を実施する。

(4) 捕獲期間（誘引期間含む）

- ・三次市：7 月 18 日～8 月下旬
- ・東広島市：8 月下旬～10 月下旬
- ・三原市：8 月下旬～10 月下旬

(5) 事前踏査

捕獲活動の 1 ～ 2 週間前までに現地踏査を実施し、地形やシカの痕跡に応じ、安全確保可能な捕獲場所の最終選定を行う。現地踏査を踏まえて、必要に応じて捕獲計画の改定を行う。

(6) 捕獲活動経費

捕獲業務受託者から捕獲従事者に対し、捕獲に対する活動経費を表 8 のとおり支払う。

表8 捕獲従事者に支払う捕獲活動経費

項目	種別	単価（1日当たり）
打ち合わせ	土木一般世話役 (統括責任者、現場代理人)	25,200円
わな設置・撤去 事前踏査	特殊作業員 (現場代理人、認定捕獲従事者)	25,100円
給餌		
わな見回り 捕獲個体処理	普通作業員	21,900円

(7) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲従事者は、定められた方法で捕獲個体の写真を撮影し、捕獲した際に捕獲確認アプリ「スマート捕獲アプリシステム」(R F J 株式会社)で捕獲個体の情報を入力する。また、証拠物（尾）は、県に提出する。

捕獲個体は、原則として持ち帰って適切に処理（食肉利用（自家消費を含む）、焼却処分）することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。埋設する場合、捕獲業務受託者、監理業務受託者、当該市町、県で協議の上、埋設場所を決定する。

(8) 捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定

本事業は、これまでの広域捕獲活動で実績のあるくくりわなを用いた誘引捕獲を行うことにより、効率的に捕獲事業を行うことを目的としたものである。それを評価するため、捕獲によるシカの密度減少効果（センサーカメラによる撮影頭数の変化）、農地への出没状況（同）を評価する。捕獲頭数については、設定した目標の達成率が70%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。

(9) その他

特になし。

8. 人材育成活動の内容

(1) 捕獲業務従事者向け研修

各地区の捕獲従事者を集めて、以下の内容で座学の研修会を実施する。

- ・業務内容について
- ・事業の意義と安全管理、法令順守について
- ・捕獲鳥獣の確認方法について
- ・ツキノワグマ錯誤捕獲対策について

○実施日

- ・三次市 7月 30日
- ・東広島市 8月 13日
- ・三原市 8月 12日

(2) 捕獲活動従事者向け研修

捕獲活動に従事する実施隊員等に対して、捕獲事業で行う捕獲方法等を学ぶ現地研修を実施する。

○実施予定

- ・三次市 9月
- ・東広島市 10月
- ・三原市 10月